

第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

◆ 日 時 平成28年10月7日(金) 10:00～11:15

◆ 場 所 大分市役所議会棟 4階 全員協議会室

◆ 出席者

【委員】

奥田 憲昭 委員長、廣瀬 惇子 副委員長、藤田 敬治 委員、宮邊 和弘 委員、
阿部 俊作 委員、荒金 一義 委員、板場 奈美 委員、小原 美穂 委員、
鳥居 登貴子 委員、姫野 敏朗 委員、玉衛 隆見 委員、伊藤 真由美 委員
(計12名)

【事務局】

企画部参事 増田 真由美、同 縄田 睦子、同部次長 西田 充男、
同部次長兼企画課長 永松 薫、企画課参事補 金子 明弘、同主任 恵藤 淳矢、
同主任 須浦 清隆

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 条例の規定の検討について
 - (2) 市民アンケート調査結果について
 - (3) その他

<第1回 検討委員会>

事務局	皆さん、こんにちは。 本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 ただいまより、第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。 会議に入ります前に、本日初めてご出席いただいております委員さんをご紹介させていただきます。 <p style="text-align: right;">(委員紹介)</p>
-----	---

事務局	<p>それでは、これより、議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第6条第1項において「委員長が委員会の議長となる」となっておりますことから、奥田委員長さんに進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議事（1）では、大分市まちづくり自治基本条例の今後の検討のために、各規定及び関連する取組や市の評価などについて、事務局より説明いただきます。</p> <p>条例につきましては内容が多岐にわたりますことから、本日は事務局からの説明を重点的に行い、個別条文ごとの議論につきましては、次回行うこといたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではお手元の資料「大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について（逐条解説と規定に基づく取組）」の冊子に沿ってご説明いたします。</p> <p>まず、1ページ目の「はじめに」をご覧ください。「1. 大分市のまちづくり自治基本条例について」であります。本市では、平成20年の議論開始から約4年の歳月をかけ、延93回に及ぶ会議を経て、平成24年4月に、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念として掲げた「大分市まちづくり自治基本条例」を施行しました。この「大分市まちづくり自治基本条例」は、本市の自治の最高規範と位置付けられ、「市民総参加」「情報共有」「協働」の3つを自治の基本原則に掲げ、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定めています。</p> <p>「2. 運用状況の検討」についてであります。右の「目次」も併せてご覧ください。本書は、「前文」「第1章 総則」「第2章 理念及び原則」「第3章 役割等」「第7章 この条例の位置付け」及び「附則」については、まちづくりを進めるに当たっての決意表明や基本的な定義・方針や市民・議会・市長等の役割と責務などを規定している部分であり、本市のまちづくりの姿勢について理解を深めていただくために、条文と逐条解説を記載しています。</p> <p>また、「第4章 行政運営」「第5章 市民参画等」「第6章 まちづくりの推進」については、条例の運用状況を確認していただくために、条文と逐条解説に加え、条例の規定を具現化するための取組と、条例制定前後の代表的な取組の実績値を記載しています。さらに、条文の規定及び実際のまちづくりの進め方について検討を行うために、取組に対する市の評価と施策の実施方法の見直しや新たな制度の導入などについての今後の方向性などを明示しています。</p> <p>それでは、「前文」から一括してご説明いたしますが、現行条文の逐条解説につきましては一つ一つの説明は割愛させていただきますので、後ほどご一読いただきたいと思っております。</p> <p>まず、3ページをお開きください。条例の「前文」でございます。前文につきましては、読み上げさせていただきます。</p> <p>「わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで豊かな水に恵まれた大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち</p>

大分市をこよなく愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、十六世紀には国際交流都市を築くなど、歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとし、一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながると信じています。

わたしたち大分市民は、互いに人権を尊重し、ともに考え、行動し、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である大分市まちづくり自治基本条例を制定します。」

「前文」は、この条例を制定する意義を市民が決意表明を行う形で記しています。当時の検討の経緯をご説明いたしますと、当時の検討委員それぞれで文案を作成して持ち寄り、さまざまな意見を出し合いながら練り上げた文章となっております。スタイルとしては、①簡潔に短く、②市民が作る条例であることから、主語は「わたしたち大分市民」、③中学生が理解できるような文章、④4段落構成とし、第1段落は「大分市民のふるさと大分市への思い」、第2段落は「大分市の優れた点」、第3段落は「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」、第4段落は「市民が条例を作るという決意」のコンセプトで作成をしていった経過があります。

続きまして、5ページをお開きください。「第1章 総則」では、この条例の目的及びこの条例で使用する用語の定義を定めています。

7ページをお開きください。第2条（定義）でございますが、この条例における「市民」の定義として、（1）市内に住所を有する者、（2）市内に通勤し、又は通学する者、（3）市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体を定義しております。（解説）の2つ目の○印に示しておりますとおり、本市における自治やまちづくりに関わる活動は、市内に住所を有している個人だけによって行われているものではなく、市内にある事業所に通勤してくる人や学校に通学してくる人、あるいは、市内で事業を営む事業者や、地域で活動を行う活動団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体によって行われています。まちづくりに関する活動を行う「市民」には、未成年者や外国人も含まれますが、今後地域における活動を推進して行く上では、本市のまちづくりを担う、これらすべての人々や各種団体等が行う活動がますます重要になってきます。このことは、ここで定義している「市民」がすべて同じ権利を有することを意味するものではなく、法律上有する権利にはそれぞれ違いがありますが、それを前提としながらも、それぞれの立場に応じて、様々な形でまちづくりに貢献していただくことが必要であると考えられることから、このように「市民」の範囲を広く捉えることとしています。

次に、9ページをお開きください。「第2章 基本理念及び基本原則」では、この条例の中で重要な項目として、自治の基本理念と自治を進める上での基本原則を定めています。

第3条（基本理念）につきましては、本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

ここでは、逐条解説において「まちづくり」についての定義付けの考え方を示しております。10ページの上から5行目になりますが、「まちづくり」については、敢えて定義すると、例えば「市や地域（まち）が抱えている共通の課題を解決し、暮らしやすいまちを実現するために行政と市民が協力（協働）して行うハード・ソフト両面における公共的な活動の総体」というようなこととなりますが、そこには多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動のかたちがありえます。したがって、ここではむしろ厳密な定義をせずに、それぞれの地域（まち）の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきであると考えています。以上のことから、これらの言葉の定義については、あえて規定することを避け、それぞれの地域の現状や時代背景に応じた解釈に委ねることとしています。

次に、11ページをお開きください。第4条では、「基本原則」として（1）市民総参加の原則、（2）情報共有の原則、（3）協働の原則の3つを掲げております。

次に、13ページをお開きください。「第3章 市民、議会及び市長等の役割等」では、市民の権利や責務、議会、市長等の基本的役割と責務について定めています。

「第1節 市民」では、第5条で「市民の権利」と15ページになりますが第6条として「市民の責務」を定めています。

次に、17ページをお開きください。「第2節 議会」では、議会の基本的役割と責務を定めています。議会の活動原則その他の基本的事項については、平成21年に施行された「大分市議会基本条例」に定められておりますが、この条文は「大分市議会基本条例」に謳われている内容のうち特に重要な事柄を抽出したものでございます。

次に、19ページをお開きください。「第3節 市長等」では、第8条で「市長等の基本的役割と責務」を、21ページになりますが、第9条では「市長の基本的役割と責務」、第10条「職員の責務」を定めています。

次に、23ページをお開きください。「第4章 行政運営」では、第11条の「総合計画」から第21条「行政組織の編成」まで、行政運営に必要な事項について定めています。ここからは、条例の規定に基づく主な取組を照会しながら、市の評価や今後の方向性をあわせてご説明していきたいと思っております。

24ページをご覧ください。第11条に基づく取組としては、「評価及び今後の方向性」に記載しておりますが、本年6月に、第7次になる大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」を新たに策定したところでございます。策定にあたっては、公募市民や学生を含む74名の検討委員会からの提言を踏まえ策定し、105項目の数値目標を設定するなか、進捗管理を行い市報やホームページで公表することとしております。評価の最終段落にもあるように、検討委員会の開催やパブリックコメントの実施を通して、多くの市民の意見を総合計画に反映することができたと考えており、本条に基づく総合計画を行政運営の基本指針としながら、市民主体のまちづくりを今後も継続して推進していく必要があると考えます。

次に、25ページをお開きください。第12条（財政運営）の主な取組として、社会経済状況、国の制度改正等の影響を反映させながら、向こう5年間の

財政収支の見通しを試算し、毎年10月に財政収支の中期見通しを公表するなか、中期的な視点に立った財政運営を実施しているところでございます。「評価及び今後の方向性」の後段部分に記載しておりますが、効率的・効果的な行政運営を行っていくためには、本条に基づき、今後とも、財政収支の見通しを踏まえながら行政改革を着実に実行するとともに、さらなるコスト意識のもと、財政健全化へ向けた取組を継続して進め、安定した財政運営を行っていく必要があると考えております。

次に26ページをご覧ください。第13条（政策法務）では、「条例、規則等の整備を適正に行う」ことが謳われておりますが、「主な取組」欄にもありますように、「大分市民のこころといのちを守る条例」や「大分市中小企業振興基本条例」などの、本市独自条例を制定するとともに、地方分権改革による国の義務付け、枠付けの見直しに伴い、法令の適正な解釈に基づき、「大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」など、本市独自の基準等を条例で規定してきたところでございます。「評価及び今後の方向性」の後段にも記載させていただいておりますが、これまで以上に主体性を発揮するまちづくりが地方自治体に求められていることから、本条に基づき、本市の実情や特性に応じて、自らの発想により、個性を生かし自立したまちづくりを行うための政策法務に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、27ページをお開きください。第14条（条例の制定等の手続）では、市民の参画や市民意見の反映を謳っておりますが、これまでも市民意見公募手続（パブリックコメント）や各種検討委員会等での審議を実施してまいりました。（参考）としてパブリックコメント意見数を本条例施行前と施行後で比較しておりますが、減少幅として人数で186名、件数で212件の減少という結果が出ており、「評価及び今後の方向性」欄にあるとおり、パブリックコメントによる意見が全く寄せられなかったケースもあり、周知の方法についての課題が浮き彫りになっております。行政サービスの向上を図るためにも、市民の意向を的確に市政に反映させる手続きとして、本条に基づく効果的な手段を工夫していく必要があると認識しているところでございます。

次に、29ページをお開きください。第15条（行政評価）についてであります。「主な取組」に記載したとおり、この規定に基づき、毎年度、行政内の内部評価、さらには市民参画の外部行政評価委員会による外部評価を公開で行い、その評価結果を公表するとともに、次年度の予算に反映してきました。また、水道局においては、平成22年度から実施・公表してきた事務事業評価を見直し、財務指標等客観的な指標を用いた経営診断が可能な手法を取り入れたところでございます。「評価及び今後の方向性」欄の後段に記載しておりますが、今後も本条に基づき、さらなる創意工夫による制度の充実に努め、新たな行政課題やますます多様化・複雑化する市民ニーズに即した実効性のある行政運営を行っていく必要があると考えております。

次に、31ページをお開きください。第16条（行政手続）では、「評価及び今後の方向性」にありますように、別途、平成8年に施行された「大分市行政手続条例」に基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることが謳われており、評価欄の後段に記載のとおり、今後も引き続き、本条に基づき、事務処理要領等において具体的な事務処理基準を定めるなど、適正かつ円

滑な事務の執行を行っていくとともに、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図っていく必要があると考えます。

次に、32ページをご覧ください。第17条（情報公開）についてですが、「評価及び今後の方向性」欄にありますとおり、別途、平成16年に施行された「大分市情報公開条例」に基づき、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を果たしてきたところでございます。（参考）として、情報公開件数の比較を記載しておりますが、請求件数及び公開件数とも微減という状況であり、今後も本条に基づき、積極的な情報公開に努め、市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を推進する必要があると考えております。

次に、33ページをお開きください。第18条（個人情報補保護）についてですが、「評価及び今後の方向性」に記載のとおり、別途、平成15年に施行された「大分市個人情報保護条例」において、個人情報の適正な取扱いに関し基本的事項を定め、市政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護してきました。今後も本条に基づき、適正な個人情報の管理を行うことで、市民の権利利益を保障し、市民がまちづくりに積極的に参画でき、協働するための環境づくりを行っていくことが必要であると考えております。

次に、35ページをお開きください。第19条（権利保護及び苦情対応）についてですが、これまでも本条に基づき、市民からの意見、要望、苦情に対する対応や市民相談を実施してきました。また、「評価及び今後の方向性」欄後段にありますとおり、苦情対応のうち、本条例第29条に規定する「地域コミュニティとの協働」によるまちづくりとして、市民参加による不法投棄監視ネットワーク事業を実施するなど、市民からの情報のもと協働して、廃棄物の不法投棄撲滅を推進している例もあります。今後も本条に基づき、行政運営における市民の権利利益の擁護及びさまざまな市民ニーズに的確に対応していく必要があると考えております。

次に、37ページをお開きください。第20条（危機管理体制の整備等）についてですが、「主な取組」に記載のとおり、これまでも自主防災組織の充実強化や災害時要支援者への支援体制の構築など、防災体制を整備するとともに、消防団や防災士、民生委員児童委員等との連携強化を図ってまいりました。また、38ページの評価欄の2行目後半に記載しておりますが、小中学校の生徒を対象に、将来の消防団員の確保及び地域防災を担う人材の育成を図ることを目的とした「大分市かた屋消防団育成事業」などの地域における防災・減災に関する取組をはじめ、災害時における被害の軽減やライフライン・インフラ施設等の早期復旧のため、民間も含めた関係団体と災害時連携協定を締結するなど、あらゆる場面を想定した危機管理を行ってきたところでございます。

（参考）に「自主防災組織による防災訓練実施数」及び「津波避難ビル指定数」の比較を記載しており、いずれも大幅に増加している状況にあります。取組が不十分な地域も存在するため、地域の抱える問題を洗い出しながら、今後も本条に沿った取組を積極的に推進することにより、市民の日常生活の安全を確保していく必要があるものと考えております。

次に、39ページをお開きください。第21条（行政組織の編成）についてですが、「主な取組」にありますように、市民ニーズ等に対応した機構改

	<p>革の実施や、組織横断的な調整を図るプロジェクトチーム等を設置し行政運営を実施してきたところでございます。「評価及び今後の方向性」欄後段に記載のとおり、今後も本条に基づき、市民サービスの向上を第一義とした、市民満足度の高い行政機能を発揮できる組織編成を行うべきものと考えております。</p>
委員長	<p>今第4章、39ページまでご説明いただきましたが、ここまでの説明に対しまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>13ページの第5条に、「市民は安心して安全かつ快適な生活を」とありますが、私は、安全があるから安心が生まれるのではないかなと思います。</p> <p>それから、市の方から、この部分を修正するという比較表を出してほしいと思います。こういう状況だからこうしますという方が、検討委員会としても良いのではないかなと思います。</p>
委員	<p>むしろ、今からその部分を議論していくのではないかなと思います。まずは説明を聞いた上で、その後具体的な修正について議論していく必要があるのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>説明が長くなり恐縮なのですが、条例の細部まですぐに理解してしまうというのはなかなか難しいと思いますので、まず今日は条例の中身や取組を私どもの方から説明させていただきまして、そしてまたこれを持ち帰っていただき、委員さんのお考え等も含めて次回、ご議論いただきたいと思いますと考えております。</p>
委員長	<p>ということで、今日は事務局からの説明が主ですので、説明された内容がいまいちよく分からないとか、はっきりしないなど、その説明に対する質問がございましたら出していただきまして、その中身の修正等についての議論は次回行いたいと思います。</p> <p>ではここまですで他にご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、説明の続きをお願いします。</p>
事務局	<p>では41ページをお開きください。</p> <p>「第5章 市民参画等」では、第22条「市民参画」から第27条「審議会、懇話会等」まで、協働の推進などについて定めています。</p> <p>まず、第22条（市民参画）についてであります。「主な取組」に記載のとおり、これまでも本条に基づき、「大分市人材バンク」を設置し、NPO等の市民活動団体を支援するとともに、「あなたが支える市民応援活動事業」などにより市民がまちづくりに参画する仕組みを整備してきたところでございます。また、関連事業として、NPO法人などの設立相談や活動団体を対象とした講座を行う「市民活動支援事業」や保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会制度」に取り組んでおります。42ページに（参考）として、まちづくりに参画する個人や団体などの数値等を記載しておりますが、本市が自治を行う上で、市民が自発的にそれぞれの立場で、できる範囲でまちづくりに参画できる環境づくりに努めてきた成果が少しずつ表れてきているものと考えます。</p>

「評価及び今後の方向性」の後段に記載しておりますが、今後の少子高齢化の進展や人口減少社会の到来が予測される中で、本条の目的を達成するためには、幅広い年代の市民の主体的な参画を促す仕組みづくりを行うことがより一層求められているものと認識しております。

次に、43・44ページをお開きください。第23条（協働の推進）についてでございますが、これまで市民との協働のまちづくりを実現するため、本条に基づき、さまざまな事業に取り組んできました。「主な取組」に記載しておりますが、とりわけ、地区・校区単位で行う「地域まちづくり活性化事業」や自治会単位で行う「ご近所の底力再生事業」は、地域の課題解決や絆づくりに重要な役割を果たしており、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、自主・自立的な地域活動への意識が浸透してきたところであります。また、道路や公園のボランティア清掃などを行う団体に対し必要な物品を支給する「きれいにしようえおいた推進事業」や地域住民や団体等が子どもの体験活動に取り組み、交流を図る「おおいたふれあい学びの広場推進事業」などを通し、協働のまちづくりを推進してまいりました。「評価及び今後の方向性」欄後段の記載にありますように、今後の少子高齢化の進展や人口減少社会の到来が予測される中で、地域活動への参加者の減少や、担い手不足が危惧されており、校区単位のさまざまな団体が連携・協力することで、地域の課題解決が可能なまちづくり推進組織の設立を促進していくことが必要と考えております。

次に、45ページをお開きください。第24条（市民提案）についてであります。また、「主な取組」にありますように、市民から政策提言を受け付ける「あなたのアイデア提案制度」の実施や市長が校区等に出向き市民と意見交換を行う「ふれあい市長室」を開催するとともに、市報やホームページ、また、市の担当者が市民の依頼に基づき、地域に出向いて施策の説明等を行う「まちづくり出張教室」などを通して、各種情報を積極的に提供するよう努めています。「評価及び今後の方向性」欄後段に記載しておりますが、今後も本条例第4条に掲げる「基本原則」を具現化するためには、基本的な姿勢として、本条に沿った取組は不可欠であるものと考えているところであります。

次に、47・48ページをお開きください。第25条（市民意見の聴取）についてであります。48ページの「評価及び今後の方向性」欄に記載しておりますが、重要な政策等の立案、各施策の検証にあたっては、本条に基づき、あらゆる機会を利用して市民意見等の聴取を行ってきました。特に、「有料指定ごみ袋事業」等、市民に新たな負担を強いる施策についても、市民意見の聴取を行うとともに丁寧な説明を繰り返し実施していくことが必要であると認識しております。今後については、件数が低調なパブリックコメント手続の周知・工夫を行うとともに、SNSの普及をはじめとする新たな時代の要請に応じた市民意見の聴取の方法についても検討を行うなど、本条例第9条に規定する「市長の基本的役割と責務」を果たすための重要な位置付けとなる本条に沿った取組を積極的に推進する必要があるものと考えております。

次に、49ページをお開きください。第26条（住民投票）についてでございますが、これまでの実績がないため、評価なしということで整理しております。

次に、51ページをお開きください。第27条（審議会、懇話会等）につい

てであります、「主な取組」や（参考）欄をご覧ください。本市ではこれまで、総合計画をはじめとする各種計画の策定及び施設整備等に関して、広く市民の意見を反映することを目的に、各種審議会や検討委員会を設置してきたところでございます。近年、審議会等への公募委員の数が減少傾向にあり、市民サービスの向上を図る観点から、今後も本条に基づく積極的な取組が必要と考えております。

次に、53ページをお開きください。「第6章 まちづくりの推進」では、第28条の「都市内分権」や第29条の「地域コミュニティ」など、本市の自治を推進するに当たり、これから重要になってくる事項について定めています。

まず、第28条（都市内分権）でございますが、54ページの「評価及び今後の方向性」欄にあるとおり、本条に規定する都市内分権の推進に向けて、概ね小学校区を単位とする地域のまちづくり組織に複数の補助金を一括して交付する「地域づくり交付金モデル事業」を9校区を対象に実施しているところであります。現在、モデル事業の本格実施に向けた検討を進めているところであり、今後は、より各校区が地域特性を生かしたまちづくりを進められるよう、補助メニューの拡充や利便性の向上を図るとともに、新たな校区まちづくり協議会の設立に向け、効果的な支援策を構築していく必要があります。さらには、地域内分権だけでなく、行政内分権についても検討を進め、住民により身近な支所・出張所等の機能の拡充についても検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、55ページをお開きください。第29条（地域コミュニティ）についてでございますが、56ページの「評価及び今後の方向性」欄の前段にありますように、これまで、地域コミュニティの持続的な発展のため、地域活動への住民の関心を高め市民協働のまちづくりに主体的に参加していただくとともに、地域を牽引するリーダーや担い手の確保を支援する取組を推進してきたところでございます。具体的には、ページ上のほう「主な取組」に記載しております、都市部から地域活性化に意欲のある人材を誘致し、今年度、佐賀関、野津原、大南の各地区に配置した「地域おこし協力隊」の導入や、講演会や講座、先進地視察等を通して、地域活動への住民の関心を高め、地域をけん引するリーダーや担い手の確保を支援するために行う「地域コミュニティ創造事業」などを実施してきたところであります。一番下の「評価及び今後の方向性」欄後段にありますように、今後の少子高齢化の進展や核家族の増加、生活圏域の拡大、中山間地域の過疎化などにより、地域コミュニティの機能が次第に低下する中、本条に沿った取組を推進し、地域住民同士が共助の精神でつながる地域コミュニティを活性化し、活力と魅力あふれる地域社会を次世代に引き継いでいくことが重要であると考えております。

次に、57ページをお開きください。第30条（連携及び協力）についてでございますが、「主な取組」に記載のとおり、ホルトホール大分内に「サテライトキャンパスおおいた」を開設し、大学連携による市民向け講座の開催や、平成27年度に近隣6市1町と連携し、「大分都市広域圏」を形成するなか、広域での効果的な事業展開を進めているところであります。また、「（仮称）動物愛護センター整備事業」として、県と市で共同設置・運営に向けた取組を行っているところでございます。58ページの「評価及び今後の方向性」欄後段に記載

	<p>のとおり、今後においても、県や周辺自治体はもとより、大学や民間などあらゆる主体との相互の特徴を生かした連携を図ることにより、これまで以上に生活関連機能サービスをはじめとする行政サービスを効果的・効率的に提供することが求められておりますことから、本条の規定に沿った取組を積極的に進めていく必要があるものと考えます。</p> <p>次に、59ページをお開きください。第31条（多様な文化の尊重等）についてでございます。これまで本市では、人権教育・啓発の推進や国際理解教育の推進など、さまざまな立場にある市民相互の理解を深めるための各種施策の展開や環境づくりを進めてきたところであります。本条は、本条例第4条第1項第1号に掲げる「市民総参加の原則」の前提となるものであり、今後も本条の規定に沿って、市民と議会、行政が一体となってまちづくりを進めていく必要があるものと考えております。</p> <p>次に、60ページをご覧ください。「第7章 この条例の位置付け」では、この条例の最高規範性について定めています。</p> <p>最後に、61ページをお開きください。附則では、この条例の施行期日とこの条例の見直しについて定めています。</p> <p>条文の説明は以上でございます。</p>
委員長	はい、ありがとうございました。今の説明に対しましてご質問等ございましたらお願いいたします。
委員	条文の最後に、「5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いた上で見直し等の必要な措置を講ずる」とありますが、この「市民の意見を聞いた上で」というのは、この委員会の意見を聞いた上でという解釈でよいのでしょうか。
事務局	各界各層の委員さん方で構成されていますこちらの検討委員会からのご意見、それから、この後説明を致しますけれども、今回市民アンケートも実施しておりますので、こちらでいただきましたご意見、これらの意見を踏まえまして、検討を行っていくこととしております。
委員	ということは、条例そのものも対象になるということでしょうか。
事務局	こちらの条文にもございますとおり、市民の意見を聞いた上で、いただいた意見を検証の材料として検討を進めていくこととしております。
委員	議会を通す必要性について教えてください。
事務局	条例を改正することになりますと、議会の議決を経ることとなります。
委員長	他にご質問等ございますでしょうか。 はい、では非常に長い、内容の濃い条例ですけれども、もう一度委員の皆さんには目を通していただいて、次回色々ご意見を伺いたいと思いますのでよ

ろしくお願いします。

では、次に、議事（２）に移ります。議事（２）のアンケート調査結果について、事務局の説明を求めます。

事務局

議事２の「アンケート結果」につきまして、ご説明いたします。

「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」と書かれた資料をご覧ください。

７月に開催いたしました第１回検討委員会において議論いただきました市民アンケートにつきまして、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、市民にとってできるだけ回答しやすい調査となるよう、可能な限り修正を加えたのち、こちらの資料の１ページ目に記載しておりますとおり、市民４，０００人を対象に９月２日から２０日までの間実施致しました。配布数４，０００人に対しまして、回答数は１，５１５人、回答率は３７．９％でございます。次に属性でございますが男性よりも女性の方が、また、若年層よりも高齢層の方の回答率が高くなっております。

２ページをお開きください。ここでは、職業、居住年数、家族構成の結果を、そして３ページでは居住地区ごとの回答結果を掲載しております。

４ページをお開きください。ここからが、問ごとの調査結果でございます。

まず、問１では、「これまで参加したことのあるまちづくり活動について」尋ねたところ、「近隣のごみ拾い・清掃」が最も多く、次いで、「地域交流行事（お祭りや運動会、盆踊りなど）への参加」「ごみの分別・ゴミステーションのマナー遵守」が半数を超えており、日本一きれいなまちづくり活動の浸透が伺えます。

また、５ページに移りますが、問６で尋ねております「まちづくり自治基本条例の認知度」別の回答で比較すると、条例を知っている人ほど、まちづくり活動への参加率が高い傾向にあることが分かりました。

さらに、別紙資料としてお配りしております、Ａ３縦の「集計結果（年齢比較）」をご覧ください。こちらは回答者の年齢別に各問の回答結果をまとめたものでございますが、年齢別で比較すると、若年層ほど「いずれも参加・活動したことはない」の割合が高く、特に「防災訓練への参加」は２０代、３０代の参加率が低く、若年層のまちづくり活動への参加が課題であることが伺えます。

資料「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」にお戻りください。次に６ページをお開きください。問１－２では、「まちづくり活動に参加しない理由について」尋ねたところ、「時間がないから」が最も多く、次いで、「その他」が多くございました。「その他」の主な意見として、「活動の案内がない」「参加の方法が分からない」といった情報不足に関するものが多くあげられておりました。

次に７ページをお開きください。問２では、身の回りで問題が起きた時に、どのような行動をとるか尋ねております。「町内会や自治会、地域のボランティア団体等に相談する」が最も多く、次いで、「自分の周りの人とともに、自分のできそうなことをする」が多く、併せて６割近くの人が、いわゆる自助・共助での問題解決に向けて取り組んでいることが伺えます。また、別紙資料としてお配りしております、「集計結果（年齢比較）」にありますとおり、年齢別で比

較すると、40代以上の年齢層では「町内会や自治会、地域のボランティア団体等に相談する」と回答した割合が高い一方、30代以下の年齢層では「自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする」の割合が高いという結果が得られました。

資料「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」にお戻りください。次に8ページをお開きください。問3では、今後地域のまちづくり活動を進めるうえで必要なことについて尋ねております。回答結果でございますが、「まちづくり活動や地域行事の情報が気軽に入手できる」が最も多く、次いで、「地域の仲間づくりができるサロンなどの交流の場がある」「自分の趣味や特技が活かせる活動を紹介してもらえる」が多くございました。

次に9ページをお開きください。問4では、これまで市政へ意見提案したことがあるかどうかを尋ねたところ、「いずれもしたことがない」人が8割を超えております。意見提案したことがある人の中で最も回答が多かったのは、「説明会や意見交換会への参加」でしたが、それでも約1割弱でございました。また、別紙資料としてお配りしております「集計結果（年齢比較）」にありますとおり、年齢別で比較すると、高齢層ほど意見提案したことがある人が多い傾向にあり、「電話やメール、手紙などによる意見提出」や「説明会や意見交換会への参加」は特にその傾向が強くあらわれていました。

資料「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」にお戻りください。次に10ページをお開きください。問5では、今後、市政へ意見提案しやすくするために必要なことを尋ねたところ、「市民が興味・関心のある市政に関する情報が簡単に入手できる」や「誰でも気軽に参加でき、意見を出しやすい機会・テーマが用意される」と回答した割合が高く、次いで、「市民意見の反映事例を紹介するなど、意見提案の効果が実感できる」が多くございました。

また、別紙資料としてお配りしております「集計結果（年齢比較）」にありますとおり、年齢別で比較すると、若年層ほど「市民が興味・関心のある市政に関する情報が簡単に入手できる」の割合が高く、60代以上では「誰でも気軽に参加でき、意見を出しやすい機会・テーマが用意される」の割合が高いという結果が得られました。

資料「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」にお戻りください。次に11ページをお開きください。問6では、大分市まちづくり自治基本条例の認知度について尋ねています。「まったく聞いたことがない」人が過半数を超えており、次いで、「読んだことはないが、名称は聞いた（見た）ことはある」が約35%でした。また、別紙資料としてお配りしております「集計結果（年齢比較）」にありますとおり、年齢別で比較すると、若年層ほど「まったく聞いたことがない」割合が高いが、60代以上では「まったく聞いたことがない」人の割合より、「読んだことはないが、名称は聞いた（見た）ことはある」の割合の方が高いという結果が得られました。しかしながら、市民への周知が十分ではないことが明らかになったところです。

資料「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」にお戻りください。次に12ページをお開きください。問6-2で、大分市まちづくり自治基本条例を何から知ったのか尋ねたところ、大半の人が「市報おおいだ」をあげており、次いで、「大分市のパンフレットやリーフレット」「大分市のホームページ」な

どがあげられていました。また、別紙資料としてお配りしております「集計結果（年齢比較）」にありますとおり、年齢別で比較すると、若年層ほど「大分市のホームページ」と回答した割合が高い傾向にあることが分かりました。

資料「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」にお戻りください。次に13ページをお開きください。問7では、市民と行政が協力してまちづくりを進める協働のまちづくりの進み具合について尋ねたところ、「分からない」と回答した人が最も多くございました。また、「あまり進んでいない」「全く進んでいない」と感じている人の方が「やや進んでいる」「非常に進んでいる」と感じている人よりもやや多いという結果であり、まだまだ協働のまちづくりの推進が十分ではないことが明らかになったところです。また、問6で尋ねた条例の認知度別で比較すると、条例をよく知っている人ほど、協働のまちづくりが「進んでいる」と感じている人の割合が高い傾向がみられました。さらに、別紙資料としてお配りしております「集計結果（年齢比較）」にありますとおり、年齢別で比較すると、20歳未満や70歳以上は「やや進んでいる」と回答した割合が最も高くなっていますが、それ以外の年齢では「あまり進んでいない」と回答した割合の方が高くなっていました。

資料「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」にお戻りください。次に14ページをお開きください。問8では、今後、市民主体のまちづくりを進めていくために、どのような取組の強化、内容の充実が求められるか尋ねたところ、「市民がまちづくりの理解を深めるための広報活動の充実」が最も多く、次いで「地域課題に関する市民と行政の情報共有」でございました。また、別紙資料としてお配りしております「集計結果（年齢比較）」にありますとおり、年齢別で比較すると、50歳以上では「市民がまちづくりの理解を深めるための広報活動の充実」と回答した割合が最も高かったのですが、40代以下では「地域課題に関する市民と行政の情報共有」と回答した人の割合の方が高いという結果が得られました。

資料「大分市まちづくり自治基本条例意識調査結果」にお戻りください。次に15ページをお開きください。最後に問9で、この条例の見直しの必要性について尋ねたところ、見直すべきかどうか「分からない」と回答した人が全体の約6割を占めていました。また、「見直す必要はない」は3割弱、「見直すべき」は7%弱という結果でした。

さらに16ページにございますとおり、具体的な見直し案について尋ねたところ、条文そのものの見直しではなく「まずは自治基本条例を周知すべき」や「市民の声を聞く仕組みづくりをすべき」など、「市の取組に対する意見」が最も多くございました。また、「条文を分かりやすくすべき」や「もっと具体的に記載すべき」など、「表現全般に関する意見」もございました。実際の具体的な見直し案として頂いたのは23人で、16ページから17ページに記載しておりますとおり、「市民の定義」に係るものや「見直し期間」に係るものなどがございました。

これら具体的な見直し案に対しての市としての見解につきましては、次回第3回検討委員会にてご説明いたしたいと考えております。

アンケート結果につきましての説明は、以上でございます。

委員長	ただ今、事務局より説明がございました。何かご質疑はございませんか。
委員	大変基本的なことかもしれませんが、このアンケート結果を見ますと、ほとんどの方がこの条例を知らないという状況のようですけれども、私ども検討委員会は、具体的に今回何をすべきなのか、少し分かりやすく説明していただけないでしょうか。先程出ていた条例そのものの見直しなのか、それとも、どうしたら市民の皆さんにこの条例を知っていただけるのかを検討するのか、基本的なことで申し訳ないのですが、今回の委員会の一番の役割について今一度教えて頂ければと思います。
事務局	この検討委員会につきましては、先程条例の附則第2項に基づいて、市民意見を聞くことを目的に設置させていただいているという説明をさせて頂いたのですが、まずはこの条例の規定の見直しについてどうするのかを検討していただくというところに主眼が置かれています。そのため、「この条文を変えるべきではないか」といった具体的なご意見がいただければと思っておりますけれども、正直申しあげまして、策定時にも4年という年月をかけ、多くの委員の方々に多数のご意見をいただく中で策定してきた経緯もございますので、そう簡単に条文そのものの見直しまで踏み込むのは難しいのではないかなと思っております。そのため、私どもの説明としましても、この4年間の制定後の取組を紹介させていただきながら、「この取組は不十分ではないか」や「このような取組を行うべきではないか」などの意見をいただく中で、そのような意見を一つのきっかけとしまして、この条例の理念を浸透させていくためには、「もっと踏み込んで条文そのものを見直した方がよい」とか、「条文は変えないけれどももっとこのようなアプローチをすべきではないか」といったご意見をいただければと思っております。そのような観点で皆様方からご意見をいただければと思います。
委員	回答率が37.9パーセントということですが、行政としてどのように感じられていますでしょうか。設問が悪いのか、半分以下の回収率というのはおかしいと思うのですが。
事務局	<p>この意識調査をさせていただくに当たって、第1回目の検討委員会において委員の皆様から「なかなかイメージが湧きづらいのではないか」や「答えづらいのではないか」といったご意見をいただき、私どもとしましても、極力市民の方々の生活に密着するような身近な切り口からの質問に修正を加えたりしたところではございますが、結果として37.9パーセントという回答率でございました。</p> <p>この回答率が高いか低いかというのは、なかなか調査によって異なりますので、一概に高いか低いかという評価はできないのですが、行政で実施している他の調査でも概ね3割後半から4割程度の回答率であると感じております。ですが、この調査の問6でもありますように、なかなか自治基本条例の認知度が高くない中での結果という所もございまして、もう少し市民の皆さんへの周知が図られていたら、もう少し回答率も高かったのではないかなと感じている</p>

	<p>ところでもございます。</p> <p>それと、統計的な観点で申し上げますと、回答数が1000程度あれば、誤差も少なく統計的な価値があると考えております。</p>
委員	<p>質問ですが、このアンケートは自治委員に対してはほとんど全員に届いているのでしょうか。</p>
事務局	<p>アンケートの対象者については、自治委員さんかどうかや、どのような職業についているかなどは勘案せず、無作為抽出にて行っております。</p>
委員	<p>ということであれば、私はアンケートの回答数が少ないのは当然だと思います。そもそも多くの方がこの条例を知らないわけでありますから。選挙などはみんなが知っているけれども、投票率はあの程度であります。ですので、知らない人が多いにしては、結構回答者は多かったなという思いがしております。自治委員の中であまり認知されていない状況であれば問題だとは思いますが。</p>
委員	<p>このアンケートを無作為抽出した際に、基本的な性別であるとか、年齢であるとか、そういう属性は全く分からないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今1ページから3ページにかけて属性を記載させていただいておりますが、「性別」「年齢」「地区」に関しましては、資料に配布数に対する回答数を記載しております。これら3項目につきましては、大分市の人口を4000人に見立てた時の男女比、年齢層、地区別の調査人数として算出して配布をしているところでございます。</p>
委員	<p>やはり若年層の回答率というのは低いわけですね。アンケートの内容からして、世帯を持っている人と、そうでない人とでは回答に差が生じるのではないですかね。だから若い人の回答率は低くなっていると。</p>
事務局	<p>今ご指摘いただきました通り、今回18歳以上ということで、学生さんなども対象とさせていただいたところでございますが、確かに回答内容を見ていきますと、「地域のまちづくり活動などについては、親がしているので自分は分からない」といった回答もございました。年齢によって回答率が異なるのは、その一例かなとも思いました。</p>
委員長	<p>他にご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、ないようですので、次に、議事（3）のその他につきまして、事務局より何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。「その他」としまして、今後のスケジュールについてご説明いたします。</p> <p>「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 開催日程（案）」と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>本日の検討委員会では、市民を対象に実施しましたアンケート結果をご報告</p>

	<p>するとともに、条例の規定及びそれに関連する市の取組、そしてその評価について説明させていただくなかで、委員の皆様にご共有認識を持って頂いたところでございます。</p> <p>次回第3回の検討委員会につきましては、10月中に開催したいと考えております。協議内容でございますが、市民の皆様から頂いた具体的な修正案等、本日説明させていただきました内容を踏まえ、規定の見直しの必要性についてご議論いただきたいと考えております。</p> <p>その後11月上旬に予定しております第4回検討委員会におきまして、本委員会としての提言案につきまして協議いただいた後、11月中をめぐり、大分市長に対しまして、ご提言を手交いただければと考えております。</p> <p>具体的な開催日・開催場所につきましては、改めてご連絡させていただきたいと思いますが、先般、本日の開催案内と同封しておりました開催日程調整表をまだご提出いただけていない方につきましては、早めに回答いただきますようお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、今後のスケジュールにつきましての説明は、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>今後のスケジュール等についてご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>では、本日は次回議論いただくための資料の説明をいただいたということで、次回の会議までに委員の皆様それぞれ、またご質問等を考えていただければと思います。</p> <p>それでは本日の予定は以上でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>奥田委員長さん、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様におかれましても、ご多忙のところ大変ありがとうございました。次回もまたどうぞよろしく願いいたします。</p>